



インドネシア人看護師候補者受け入れにあたって 日本看護協会の見解

2006年9月、フィリピンと日本との間で、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受け入れを含む日比経済連携協定（以下、日比EPA）が締結されました。社団法人日本看護協会（会長・久常節子）は、それを受け、ニュースリリース（2006年9月12日付「日比EPAフィリピン人看護師の受け入れに関する日本看護協会の見解」）を公表しました。

（<http://www.nurse.or.jp/home/opinion/newsrelease/2006pdf/20060912.pdf>）

その後2007年11月に締結された、インドネシアと日本との経済連携協定（日インドネシアEPA）は、2008年5月19日に両政府間で最終合意。同協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れに関する、日本側の斡旋機関である社団法人国際協力事業団（JICWELLS）が、5月から6月にかけて、受け入れ医療機関の募集・要件審査を実施しました。今後は、就労希望看護師等と受け入れ機関とのマッチングなどを行い、8月には候補者の入国が始まります。

インドネシア人看護師候補者の受け入れにあたり、日本看護協会の見解を改めて公表します。

<ポイント>

- （1）日本とインドネシアの経済連携協定に基づくインドネシア人看護師候補者の受け入れであり、看護師不足への対応ではない（参考1）。
- （2）看護師不足の問題の解決、看護職確保対策は、離職防止が基本であり、看護職のライフステージに応じたきめ細やかな対策が必要である。このような基本的な考え方に立って、看護基礎教育の改革や看護職確保定着推進事業を強化していく。
- （3）日本看護協会が主張している4条件は、医療安全、医療・看護の質のために、今後とも必要である。

1. 日本看護協会の基本姿勢

日本看護協会（以下、本会）は、医療・看護の質を確保するため、外国人看護師の受け入れについて、従来から以下の4条件を求めている。

- ① 日本の看護師国家試験を受験して看護師免許を取得すること
- ② 安全な看護ケアが実施できるだけの日本語の能力を有すること
- ③ 日本で就業する場合には日本人看護師と同等以上の条件で雇用されること
- ④ 看護師免許の相互承認は認めないこと

今回のインドネシア人看護師候補者（以下、候補者）の受け入れは、二国間の経済連携協定に基づくもので、看護職確保対策ではないが、無秩序な外国人看護師の導入は確保定着対策にとってかえって逆効果になること、また働き続けられる職場づくりの取組みは、外国人看護師受け入れの前提条件である。

看護職の確保対策は離職防止が基本であり、看護職のライフステージに応じたきめ細やかな対策が、看護職のキャリア継続と医療・看護サービスの質の向上、医療安全対策として重要である。そして、すべての医療従事者から選ばれる職場づくりが、患者・地域住民から信頼される病院づくりの取組みのひとつでもある。本会は、このような基本的な考え方に立って、引き続き、看護教育の改革と看護職確保定着推進事業を強化していく。

今回、候補者の受け入れに当たり、アジアの仲間の看護師が、入国後できるだけ早い時期に日本の看護師免許を取得できるように、生活、学習、就労環境等の充実、整備が必要である。

2. インドネシア人看護師候補者の受け入れについて

日本看護協会は、候補者が入国後できるだけ早い時期に日本の看護師免許を取得し、看護師として就労できるように、以下の事項について、関係省庁および国際厚生事業団（JICWELS）に対して、候補者の生活、学習、就労等について働きかけていく。

1) 関係法令の遵守の徹底・指導

候補者の受け入れ医療機関等に対し、出入国管理法、社会保障・労働関係法規及び医療・看護関連法規の遵守の徹底、及び候補者の生活・学習・就労環境の整備について、状況を把握し、指導すること。

2) 相談窓口への看護師の配置等

JICWELS に設置予定の相談窓口については、受け入れ施設の看護管理者や教育担当者の支援も含めて、迅速かつ実効性ある問題解決の機能を果たすことができるように、①教育や管理に熟達した看護師、②インドネシア語を話す職員を配置すること。

相談内容や巡回等によって得られた候補者の生活や就労状況等について、受け入れ医療機関代表者や関係団体等を召集した会議などの場で情報共有を図り、問題の解決及び候補者の支援等に反映すること。

また、社会的な関心も高いため、公開可能な情報についてはホームページなどで公開すること。

※ 参考 1

「インドネシア人看護師等の受け入れは、日本とインドネシアとの経済活動の連携強化の観点から、これまで我が国として外国人労働者の受け入れを認めてこなかった分野について、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に受け入れを行うものであり、看護・介護分野における労働力不足への対応のために行うものではない。」厚生労働省「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受け入れの実施に関する指針について（医発第 0519001 号）」より抜粋

※ 参考 2

<インドネシア政府からの要望や懸念>

- 1) 「今後、受け入れ人数を増やして欲しい」エルマン・スパルノ労働移住省
- 2) 「月額で看護師 20 万円以上、介護福祉士 17 万 5,000 円以上の希望額を提示」ジユムフル出稼ぎ労働者配置保護機関長官
(NNA ASIA; <http://news.nna.jp/free/news/20080521idr002A.html>)
- 3) 「日本では看護補助者としての受け入れ。来日した看護師候補者が不満を抱く懸念がある」インドネシア実務官

※ 参考 3 別添参照

平成 20 年 5 月 19 日厚生労働省発表

「日・インドネシア経済連携協定に基づくインドネシア人
看護師・介護福祉士候補者の受け入れ機関の募集開始について」

参考資料：日インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受け入れ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/05/h0519-1.html>

日インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ（平成19年8月20日協定署名）

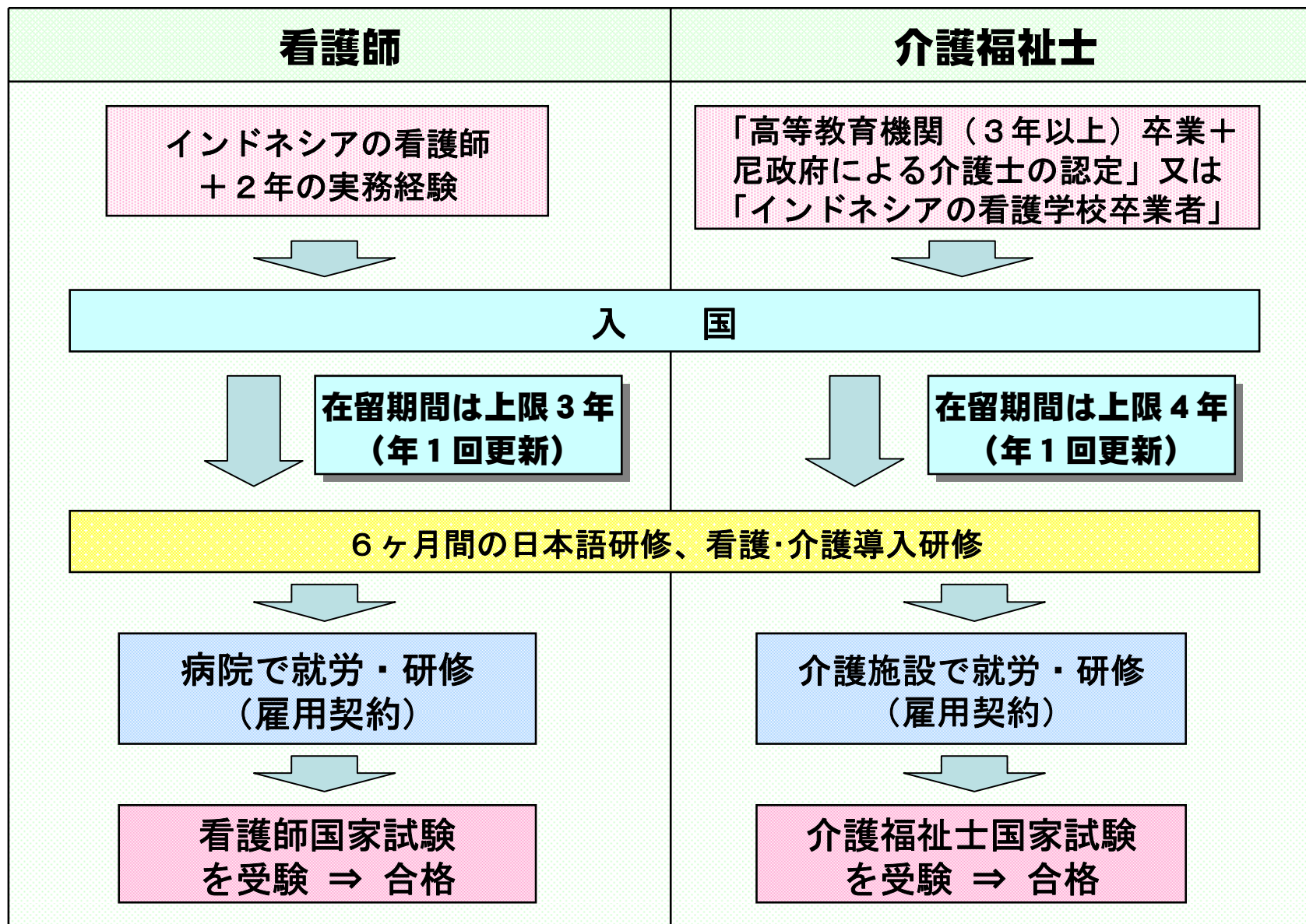
	看護師	介護福祉士
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労
在留資格	二国間の協定に基づく「特定活動」の在留資格	
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年が上限 ・国家試験に不合格（資格不取得）の場合は帰国 ・資格取得後：在留期間上限3年、更新回数制限なし ・労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で1000人（看護400人、介護600人）を上限 	
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアの看護師資格の保有者（看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒） ・2年以上の看護師の実務経験 ・日本人と同等報酬の雇用契約を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ以上の取得者＋6ヶ月程度の介護の研修を修了し介護士としてインドネシア政府から認定された者（注1）」又は「看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業生」 ・日本人と同等報酬の雇用契約を締結
日本語研修等	入国後に6ヶ月間の日本語研修等（注2）を実施	
送り出し調整機関	インドネシア海外労働者派遣・保護庁（NBPPIW）	
受け入れ調整機関	社団法人国際厚生事業団（JICWELS）	

（注1）インドネシアにおける介護の研修については、介護に必要な技能を有する介護士として必要な技能を取得するためのカリキュラムを、インドネシア政府が日本政府と協議しながら検討。

（注2）「日本語研修等」には、看護・介護導入研修を含む。日本語検定2級程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可。

（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

看護師・介護福祉士の資格取得までの流れ



※国家試験に不合格の場合(資格を取得しなかった場合)は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能(更新あり、上限なし)。

インドネシア人就労のあっせんのイメージ

公正・中立にあっせんを行うとともに
適正な受入れの実施の観点から
あっせんを一元的に実施

